注　決議Ａ．600(15)により同機関が採択した国際海事機関船舶識別番号方式に従うこと。

この証書は、次のことを証明する。

1　この船舶が、条約附属書Ⅵ第５規則の規定により検査されたこと。

2　検査の結果、この船舶の設備、装置、取付け物、配置及び材料が条約附属書Ⅵに定める関係要件に完全に適合していること。

この証書の根拠となる検査が完了した日……

この証書は、条約附属書Ⅵ第５規則の規定による検査が行われることを条件として、……(注)まで効力を有する。

……において発給した。

（証書の発給の場所）

……　……

（発給の日）　（証書の発給について権限を与えられた職員の署名）

（必要に応じて、当局の印章）

注　条約附属書Ⅵ第９規則１の規定に従って、主官庁が特定した満了の日を記入すること。条約附属書Ⅵ第９規則８の規定に基づいて修正しない限り、当該満了の日は、条約附属書Ⅵ第２規則３に定義する検査基準日とする。

年次検査及び中間検査のための裏書

この証書は、この船舶が、条約附属書Ⅵ第５規則の規定により要求される検査において、同附属書の関係規定に適合していることが認められたことを証明する。

年次検査

署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）

年次検査(注)／中間検査(注)

署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）

年次検査(注)／中間検査(注)

署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）

年次検査

署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）

注　該当しないものを抹消すること。

条約附属書Ⅵ第９規則８．３の規定に基づく年次検査又は中間検査

この証書は、この船舶が、条約附属書Ⅵ第９規則８．３の規定に基づく年次検査(注)又は中間検査(注)において、同附属書の関係規定に適合していることが認められたことを証明する。

署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）

注　該当しないものを抹消すること。

条約附属書Ⅵ第９規則３の規定を適用する場合に５年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

この船舶は、この附属書の関係規定に適合しており、したがって、この証書は、条約附属書Ⅵ第９規則３の規定に基づいて、……まで効力を有するものとする。

署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）

更新検査の完了後、条約附属書Ⅵ第９規則４の規定を適用する場合における裏書

この船舶は、この附属書の関係規定に適合しており、したがって、この証書は、条約附属書Ⅵ第９規則４の規定に基づいて、……まで効力を有するものとする。

署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）

条約附属書Ⅵ第９規則５又は６の規定を適用する場合における検査港に到着するまで又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

この証書は、条約附属書Ⅵ第９規則５(注)又は６(注)の規定に基づいて、……まで効力を有する。

署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）

注　該当しないものを抹消すること。

条約附属書Ⅵ第９規則８の規定を適用する場合における検査基準日を早めるための裏書

新たな検査基準日は、条約附属書Ⅵ第９規則８の規定に基づいて、……とする。

署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）

新たな検査基準日は、条約附属書Ⅵ第９規則８の規定に基づいて、……とする。

署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）